

掛川市告示第92号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、平成26年6月30日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

平成26年6月30日

掛川市長 松井三郎

路線番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
2363	領家南線	領家字宮前164-1 領家字宮前179	平成26年6月30日